

平成26年第3回

# 香美市議会臨時会会議録

平成26年 5月 8日 開 会  
平成26年 5月 8日 閉 会

香 美 市 議 会

平成 2 6 年 第 3 回

香美市議会臨時会会議録

平成 2 6 年 5 月 8 日 木曜日

## 平成26年第3回香美市議会臨時会会議録

招集年月日 平成26年5月8日（木曜日）

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 5月8日木曜日（会期第1日） 午前 9時44分宣告

### 出席の議員

2番	矢野公昭	13番	大岸真弓
3番	山崎眞幹	14番	片岡守春
4番	利根健二	15番	竹平豊久
5番	濱田百合子	16番	島岡信彦
6番	山崎晃子	17番	石川彰宏
7番	爲近初男	18番	竹内俊夫
8番	千頭洋一	19番	前田泰祐
9番	織田秀幸	20番	山本芳男
10番	小松紀夫	21番	比与森光俊
11番	依光美代子	22番	西村芳成
12番	山崎龍太郎		

### 欠席の議員

なし

### 説明のため会議に出席した者の職氏名

#### 【市長部局】

市長	法光院晶一	収納課長	前田哲雄
総務課長	山崎泰広	ふれあい交流センター所長	西本恭久
企画財政課長	山中俊明	福祉事務所長	岡本明弘
会計管理者兼会計課長	三谷由香理	産業振興課長	佐々木寿幸
管財課長	柳本隆司	建設課長	井上雅之
まちづくり推進課長	横山和彦	上下水道課長	安井幸一
防災対策課長	岡本博章	《香北支所》	
市民保険課長	高橋由美	支所長兼地域振興課長	舟谷益夫
健康介護支援課長	丸内一秀	《物部支所》	
税務課長	野島恵一	支所長兼地域振興課長	小松清貴

#### 【教育委員会部局】

教育長	時久恵子	生涯学習振興課長	田島基宏
教育次長兼教育振興課長	後藤博明	学校給食センター所長	横谷勝正

#### 【消防部局】

消防長 寺田 潔

#### 【その他の部局】

監査委員事務局長 和田 隆 農業委員会事務局長 久保和昭

職務のため会議に出席した者の職氏名

議会事務局長 小松美公 議会事務局書記 山本絵里

議会事務局書記 野口恵子

市長提出議案の題目

- 承認第 1号 専決処分事項の承認を求めることについて  
平成25年度香美市一般会計補正予算（第7号）
- 承認第 2号 専決処分事項の承認を求めることについて  
平成25年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）
- 承認第 3号 専決処分事項の承認を求めることについて  
平成25年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 承認第 4号 専決処分事項の承認を求めることについて  
平成25年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算  
（第2号）
- 承認第 5号 専決処分事項の承認を求めることについて  
平成25年度香美市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 承認第 6号 専決処分事項の承認を求めることについて  
平成25年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第  
4号）
- 承認第 7号 専決処分事項の承認を求めることについて  
平成25年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第  
4号）
- 承認第 8号 専決処分事項の承認を求めることについて  
香美市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 承認第 9号 専決処分事項の承認を求めることについて  
香美市税条例等の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 45号 平成25年度（仮称）香美市市民体育館改築工事（建築主体工事）の  
請負契約の締結について
- 議案第 46号 財産の取得について
- 議案第 47号 平成26年度香美市一般会計補正予算（第1号）
- 議案第 48号 香美市消防庁舎建設工事（建築主体工事）の請負契約の締結について
- 同意第 1号 副市長の選任について
- 同意第 2号 監査委員の選任について
- 同意第 3号 監査委員の選任について
- 同意第 4号 教育委員会委員の任命について
- 同意第 5号 教育委員会委員の任命について

## 議員提出議案の題目

- 発議第 4号 香美市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 発議第 5号 香美市議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例の制定について

## 議事日程

平成26年第3回香美市議会臨時会議事日程

(会期第1日目 日程第1号)

平成26年5月8日(木) 午前9時30分開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

1. 議長の報告

2. 市長の報告

(1) 専決処分事項の報告について

報告第 1号 (平成25年度周波数有効利用促進事業) 消防救急デジタル無線等整備事業に係る請負契約の一部を変更する契約の締結について

報告第 2号 香美市立土佐山田学校給食センター建設工事(建築主体工事)に係る請負契約の一部を変更する契約の締結について

報告第 3号 香美市立土佐山田学校給食センター建設工事(機械設備工事)に係る請負契約の一部を変更する契約の締結について

(2) 行政の報告及び提案理由の説明

日程第4 承認第 1号 専決処分事項の承認を求めることについて  
平成25年度香美市一般会計補正予算(第7号)

日程第5 承認第 2号 専決処分事項の承認を求めることについて  
平成25年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)

日程第6 承認第 3号 専決処分事項の承認を求めることについて  
平成25年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)

日程第7 承認第 4号 専決処分事項の承認を求めることについて  
平成25年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)

- 日程第 8 承認第 5 号 専決処分事項の承認を求めることについて  
平成 25 年度香美市農業集落排水事業特別会計補正予算  
(第 1 号)
- 日程第 9 承認第 6 号 専決処分事項の承認を求めることについて  
平成 25 年度香美市国民健康保険特別会計(事業勘定)補  
正予算(第 4 号)
- 日程第 10 承認第 7 号 専決処分事項の承認を求めることについて  
平成 25 年度香美市介護保険特別会計(保険事業勘定)補  
正予算(第 4 号)
- 日程第 11 承認第 8 号 専決処分事項の承認を求めることについて  
香美市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定に  
ついて
- 日程第 12 承認第 9 号 専決処分事項の承認を求めることについて  
香美市税条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 13 議案第 45 号 平成 25 年度(仮称)香美市市民体育館改築工事(建築主  
体工事)の請負契約の締結について
- 日程第 14 議案第 46 号 財産の取得について
- 日程第 15 議案第 47 号 平成 26 年度香美市一般会計補正予算(第 1 号)
- 日程第 16 議案第 48 号 香美市消防庁舎建設工事(建築主体工事)の請負契約の締  
結について
- 日程第 17 同意第 1 号 副市長の選任について
- 日程第 18 同意第 2 号 監査委員の選任について
- 日程第 19 同意第 3 号 監査委員の選任について
- 日程第 20 同意第 4 号 教育委員会委員の任命について
- 日程第 21 同意第 5 号 教育委員会委員の任命について
- 日程第 22 香美市選挙管理委員及び同補充員の選挙について

平成 26 年第 3 回香美市議会臨時会追加議事日程

(会期第 1 日目 日程第 1 号の追加)

- 日程第 1 発議第 4 号 香美市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関す  
る条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 発議第 5 号 香美市議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例  
の制定について

会議録署名議員

3 番、山崎眞幹君、4 番、利根健二君(会期第 1 日目に会期を通じ指名)

## 議事の経過

(午前 9時44分 開会 開議)

○議長（西村芳成君） ただいまの出席議員は21人です。定足数に達していますので、これから平成26年第3回香美市議会臨時会を開会いたします。

これから日程に入りますが、その前に平成26年第3回香美市議会臨時会開会に当たり一言ご挨拶を申し上げます。

野山は新緑の季節を迎えまして日々が暮らしやすくなってまいりました。

議員各位には公私ともにご多忙な中を本日の議会臨時会にご出席をいただきましてありがとうございます。本臨時会は4月9日に新市長として就任をいたしました法光院晶一市長により招集された初めての議会であります。まず、法光院晶一市長の就任を心からお喜び申し上げます。おめでとうございます。議会としましては、当然のことながら、是は是、非は非で市長からの提出議案等に対しましては審査と審議を十分に尽くしてまいりますが、門脇前市政の理念を引き継ぐべきは引き継ぎ、また、法光院晶一市長としての新たな政策も十分に推進していただき、これから先の香美市をどう発展させるかは課題でありますし、市民が安心、安全に暮らせて、公平で公正な住民自治の確立と活力ある香美市政の推進を期待するところであります。

さて、本日の議会臨時会に市長から提出されている議案等は、専決処分事項の承認を求める平成25年度香美市一般会計補正予算（第7号）を含む21件であります。また、議員発議の追加案件が2件あります。後ほど市長提案につきましては提案理由の説明がありますので、議員各位におかれましては慎重な審議の上、それぞれの議案等に対しまして適切な議決を賜りますようお願いをいたします。

また、議員各位におかれましては、議会の品位を重んじ、円滑な議事運営に各段のご協力を賜りますようお願いを申し上げまして、開会に当たり私のご挨拶といたします。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則の定めるところにより、今臨時会を通じて3番、山崎眞幹君、4番、利根健二君の両君を指名いたします。よろしく願いいたします。

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

本件については、議会運営委員会で協議をいただいておりますので、委員長から報告を求めます。議会運営委員会委員長、小松紀夫君。

○議会運営委員会委員長（小松紀夫君） おはようございます。10番、小松でございます。本日招集されました平成26年第3回香美市議会臨時会の運営につきまして、先ほど開催をされました議会運営委員会の協議の結果をご報告いたします。

まず、会期につきましては、お手元にお配りしました予定表のとおり本日1日といたしました。なお、会期の延長を必要とする場合につきましては、議長に一任することになりました。

続きまして、会期中の会議ですが、本日の臨時会に付議された提出議案は、会議規則

第37条第3項の規定により委員会付託を省略し、本会議方式により審議、採決をいたします。

なお、同意第1号から第5号までの人事案件につきましては、市議会運営申し合わせ事項第6項第2号の規定によりまして、質疑、討論を省略いたします。

次に、その他の協議事項としまして、選挙管理委員及び同補充員の選挙について協議をいたしました。選挙管理委員及び同補充員が5月24日に任期満了となるため、議会において選挙すべき事由が生じたものでございまして、選挙の方法につきましては指名推選により行うことといたしました。

次に、発議について協議をいたしました。2件の発議が出ておりますが、どちらも緊急の案件として本日追加議題とすることに決定をいたしました。

その他議会運営につきましては、従来のとおりでございますので議員各位の格段のご協力をお願いを申し上げます。

以上、議会運営委員会の報告を終わります。

○議長（西村芳成君） 委員長の報告を終わります。

お諮りします。今臨時会の会期は、委員長報告のとおり本日1日としたいと思っております。これにご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（西村芳成君） 異議なしと認めます。よって、会期は、本日1日と決定しました。

なお、会期中の会議の予定につきましては、先ほど議会運営委員会委員長からご報告がありました。お手元にお配りしております予定表のとおりであります。

【会期及び会議（審査）の予定表 巻末に掲載】

日程第3、諸般の報告を行います。

初めに、議長の報告をします。

市長から地方自治法第180条の規定により、報告第1号から報告第3号までの専決処分事項について報告がありました。

また、香美市私債権の管理に関する条例第13条の規定による香美市の私債権放棄の報告について報告がありました。

また、監査委員から例月出納検査報告書及び定期監査の実施報告書が提出されております。

その他の報告事項につきましては、お配りしました議長報告書のとおりです。

日程第4、承認第1号、専決処分事項の承認を求めることについて、平成25年度香美市一般会計補正予算（第7号）から日程第21、同意第5号、教育委員会委員の任命についてまで、以上18件を一括議題とします。

行政の報告及び提案理由の説明を求めます。市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） おはようございます。本日は平成26年第3回香美市議会

臨時会を招集しましたところ、議員各位におかれましてはご多忙のところご出席を賜り厚く御礼申し上げます。

このたび市長選挙におきまして市民の皆様のご支持を賜り、第2代香美市長として就任をさせていただきました。こうしてこの場に立ち改めて責任の重さを痛感し、身の引き締まる思いでございます。今後の市政運営等につきましては、6月の定例議会におきまして所信表明をさせていただきますが、安心、安全、そして活力のある香美市を実現するために全力を挙げて取り組んでまいりますので、どうか議会議員の皆様にはご理解とご協力を賜りますようよろしくお願いをいたします。

それでは、本臨時会に付しております議案について提案並びにご説明を申し上げます。

報告第1号から報告第3号は、専決処分事項の報告です。

報告第1号は、（平成25年度周波数有効利用促進事業）消防救急デジタル無線等整備事業に係る請負契約の一部を変更する契約の締結です。

報告第2号は、香美市立土佐山田学校給食センター建設工事（建築主体工事）に係る請負契約の一部を変更する契約の締結です。

報告第3号は、香美市立土佐山田学校給食センター建設工事（機械設備工事）に係る請負契約の一部を変更する契約の締結です。

次に、承認第1号から承認第9号は専決処分事項の承認を求めるものです。

承認第1号は、平成25年度香美市一般会計補正予算（第7号）です。

地方譲与税、地方交付税（特別交付税）の国庫金、地方消費税交付金等の各種交付金及び市債の額が確定したこと等により、平成26年3月31日付で専決処分したものでございます。

承認第2号は、平成25年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）です。

承認第3号は、平成25年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）です。

承認第4号は、平成25年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）です。

承認第5号は、平成25年度香美市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）です。

承認第6号は、平成25年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第4号）です。

承認第7号は、平成25年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第4号）です。

承認第8号は、香美市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定です。

承認第9号は、香美市税条例等の一部を改正する条例の制定です。

次に、議案第45号は、平成25年度（仮称）香美市市民体育館改築工事（建築主体工事）の請負契約の締結です。

議案第46号は、香美市立土佐山田学校給食センター建設に係る厨房設備等の財産の

取得です。

議案第47号は、平成26年度香美市一般会計補正予算（第1号）です。

議案第48号は、香美市消防庁舎建設工事（建築主体工事）の請負契約の締結です。

次に、同意第1号は、副市長の選任について議会の同意を求めるものです。

同意第2号及び第3号は、監査委員の選任について議会の同意を求めるものです。

同意第4号及び第5号は、教育委員会委員の任命について議会の同意を求めるものです。

以上、報告3件、承認9件、議案4件、同意5件の提案及び説明を終わりますが、詳細につきましては、お手元の議案細部説明書をご参照くださいますようお願いをいたします。

○議長（西村芳成君）　これで行政の報告及び提案理由の説明を終わります。

これから、報告第1号から報告第3号までの専決処分事項について質疑を行います。質疑はありませんか。

6番、山崎晃子君。

○6番（山崎晃子君）　報告第1号ですけれども、これは細部説明書にもありますように昨年の12月20日に議会の可決を得て契約したということで、このときには5%の消費税で契約をしているかと思うんですけれども、その時点で契約は5%でしていたのに、それでそのまま通用しないのか。なぜその時点で契約していたのにこういう増額になるのか、その点についてお聞きをいたします。

○議長（西村芳成君）　管財課長、柳本隆司君。

○管財課長（柳本隆司君）　お答えいたします。

消防救急デジタル無線等整備事業の契約が平成25年12月20日で、工期が平成25年12月21日から平成26年3月31日までです。当初の工期が3月31日までです。これで、工事請負に関する経過措置としまして、契約が平成25年10月1日から平成26年3月31日までは5%になりますが、今度その26年4月以降に工期が変更されますと8%に消費税が変わります。

以上でございます。

○議長（西村芳成君）　6番、山崎晃子君。

○6番（山崎晃子君）　4月1日から8%になるのはわかります。ただ、契約した時点で5%で契約したものがずっとそのままなぜ通用しないのか。契約の時点での金額でもうそれは通っているというふうに考えるのですが、消費税が上がったら上がるというふうな契約になっているのかどうか、そのあたりをお聞かせください。

○議長（西村芳成君）　管財課長、柳本隆司君。

○管財課長（柳本隆司君）　お答えいたします。

平成26年4月以降の指定日以後に係る契約につきましては、増額された部分は8%になります。

以上です。

○議長（西村芳成君） ほか。

19番、前田泰祐君。

○19番（前田泰祐君） ちょっとお伺いしたいのですが、報告の第2号、第3号にかかわってくるかと思うのですが、給食センターの請負契約の変更でありますけれども、この細部説明書を見てもと機械設備工事の衛生設備とか換気扇等、衛生設備なんていうのは給食センターについては大変重要なポイントであろうかと思うんですが。こうしたことの見直しと言いますか、そういったことのためにこういった追加と言いますか契約の締結、変更があったかと思うのですが、こうしたことはこれまでも専決処分であればそれで済むような話ですけれど、こういった重要な部分は当初にしっかりと研究をして、これを含めて発注をするような方法になるべきじゃないかなというふうに思うわけですか。

また、これからも体育館なんかも建設予定にあるわけですが、こういったことも後から、また空調設備とかいろんなことも出てくるんじゃないかなと。そういったことも当初によく研究をして、専決処分、専決処分の報告でばんばんと終わらせないような状況にできないのかなというふうに考えるわけですが。そのあたり、横谷所長も今回給食センターへ行かれたわけで前のことになるかもわかりませんが、そういったところの研究を今後もしっかりとしていかんのかなと思うわけですが、これ、こういったところになったのか、もう少し詳しく説明をいただけたらと思います。

○議長（西村芳成君） 学校給食センター所長、横谷勝正君。

○学校給食センター所長（横谷勝正君） 前田議員のご質問にお答えいたします。

当初設計につきましては、十分な現地調査もしておいたようですが、その現場におきまして月に2回ほど現場会議というのを開催しております。そのときに、当初設計しておりました設計どおりいってないところも多々出てきておるということを聞いておりました。現場会議の中で、当初設計しておりました外構工事とか、今回提案させていただいておりますコンクリート工事とか金属工事、建物工事、内装工事、家具、備品、その他の工事とか外装工事、機械設備工事におきましては衛生設備工事、これにつきましては、暖房内のトイレ等に係る自動消毒手洗い機を大型のものに仕様の変更を行うとか、2階の厨房の男性用の小便器を大便器に変更するとか、冷暖房設備工事におきましては、冷房暖房工事のドレン配管の耐震性の向上を図るためにジョイントの仕様の変更を行うとか、換気設備工事におきましては、地下のピット内において結露対策が必要になった場合を想定してスリーブの開口部を追加変更したものとか、2階の厨房職員用トイレの換気扇の仕様及び台数の変更とか、機器設備工事におきましては、エアカーテン8台の追加とか、いろいろ当初設計になかったのが現場会議等の打ち合わせにおきまして発生しましたので、今回増額の変更をさせていただくものでございます。

以上です。

○議長（西村芳成君） 19番、前田泰祐君。

○19番（前田泰祐君） 言われることはよくわかります。やりよって、ただひとつだけ、計画どおりの、設計どおりのことができてなかった分はやりかえたというのをちょっと言われたように思うんですが。そういったことでもあれですか、費用は市のほうから発生するわけですか。設計どおりやっていない部分はやらなければいけないでしょう、業者とすれば。

それで、今言われるように衛生とかトイレのとかいうような、給食センターですから非常に大切な部分ですわね。そういったことは変更、変更でないように、最初にやっぱりきちっと計画を立てて発注をすると。それによって金額も幾らというのは決まってくるわけですから、追加、追加で来るわけですからね、これは。そういったことのないように。これは6月でやっぱり出してくるわけですか、追加の分は。ちょっとわかりません。これ追加があるわけでしょう結局は、変更ですから。

○議長（西村芳成君） 学校給食センター所長、横谷勝正君。

○学校給食センター所長（横谷勝正君） これ専決処分ですので、3月19日の専決処分に変更になります。

○議長（西村芳成君） ほかに。

13番、大岸眞弓君。

○13番（大岸眞弓君） 先ほどの報告第1号から第3号までの関連で、答弁をお聞きしてまして再度お聞きしたいのですが、その第3号につきましては、耐震性の向上ですとか結露対策とかいうふうなことは最初からわかっていたのかということを知っているのだと思います。その点を1点と、第1号に関してですが、細部説明書によると平成26年度へ繰越事業になったために消費税分が増額発生したということですが、この繰越事業になった理由が、もともと工期が、平成26年の3月末日で契約をしていたわけですので、この延期の理由が業者側によるものなのか、発注側によるものなのか、それによって負担が変わってくると思うのですが、その点いかがでしょうか。

○議長（西村芳成君） 消防長、寺田 潔君。

○消防長（寺田 潔君） 報告第1号の消防救急デジタル無線の件ですけれども、これは補助金を受けて実施する事業でございまして、その補助金の申請の段階では平成25年度事業ということで進めており、平成26年3月末を工期としたものでございます。実際、申請をしまして交付決定を受けたのが11月ということで、年度内の完了が困難になったことから平成26年度に繰り越したものでございます。

それと、消費税の件でございましてけれども、少し補足でございましてけれども済みません。ちょっと資料が手元にないのですけれども、9月30日までに契約した分につきましては5%のままでいけるということでありましたけれども、それ以降の契約につきましては、平成26年度の繰越事業になりますと8%になるということを示されて決まっております。

以上でございます。

○議長（西村芳成君） 学校給食センター所長、横谷勝正君。

○学校給食センター所長（横谷勝正君） 先ほどの前田議員さんの説明に対しまして、私のほうから設計書どおりにできてないということを行ったみたいですが、設計書どおりには一応できておりますので、その中で市の要望によります設計変更と施工業者側からの協議によります変更設計書に基づきまして変更を加えておるところでございます。

それと、大岸議員さんの繰り越しの理由ですが、細部説明書に記載しておりますようにコンクリート工事、金属工事、金属製造工事、また、衛生設備工事等の変更によりまして、また繰り越すものでございます。

○議長（西村芳成君） 13番、大岸眞弓君。

○13番（大岸眞弓君） いや、それは細部説明書を読めばわかりますが、ただ、所長のご答弁の中で耐震性の向上であるとか結露対策というのが出てきましたので、そんなことは初めからわかっていなかったのか、対策をとっておくべきではなかったのかという、設計の時点で当然織り込まれるべきものではなかったという質問です。

それと、報告第1号に関してですが、今消防長から説明がございましたけれども、それは補助金との関係でと言いますと、緊急防災減災対策のほうを取り入れたことによるものでしょうか。

○議長（西村芳成君） 消防長、寺田 潔君。

○消防長（寺田 潔君） 補助金につきましては、平成25年度周波数有効利用促進事業という総務省の補助金を活用して実施するものでございます。

以上です。

○議長（西村芳成君） 学校給食センター所長、横谷勝正君。

○学校給食センター所長（横谷勝正君） 当初設計におきましては、はっきりした構造等が不明でしたので、工事を進めておる中でアスファルト舗装の路盤の強度が不足しているということがわかってきました。現場条件等も変更になりましたので今回変更するものでございます。

○議長（西村芳成君） ほかに。

○議長（西村芳成君） ほかに質疑はないようですので、以上で報告に対する質疑を終わります。

お諮りします。先ほど議会運営委員会委員長から報告がありましたが、本臨時会に提案された議案は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（西村芳成君） 異議なしと認めます。よって、本臨時会に提案された議案は、委員会付託を省略することに決定をいたしました。

これから日程第4、承認第1号、専決処分事項の承認を求めることについて、平成2

5年度香美市一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。

まず、執行部から提案理由の補足説明を求めます。企画財政課長、山中俊明君。

○企画財政課長（山中俊明君） おはようございます。それでは、平成25年度香美市一般会計補正予算（第7号）、専決について説明をさせていただきます。

承認第1号、専決処分事項の承認を求めることについて、平成25年度香美市一般会計補正予算（第7号）を説明いたします。

承認第1号、専決処分事項の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成26年5月8日提出、香美市長 法光院晶一

専決処分事項、平成25年度香美市一般会計補正予算（第7号）

平成25年度香美市一般会計補正予算（第7号）

平成25年度香美市の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億2,216万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ167億4,928万1,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の変更は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

平成26年3月31日専決、香美市長 門脇楨夫

提案理由でございます。今回の専決処分による補正予算は、各種交付金や市債の額が確定したことや事業費の確定等により行ったものです。

なお、第1表、歳入歳出予算補正、4ページから10ページ、それと歳入歳出補正予算事項別明細書、13ページから15ページまでと、次に、款項目節の内訳、16ページから43ページまでにつきましては、議案細部説明書の中で概要をお示ししておりますので省略させていただきます。

続きまして、11ページの第2表、繰越明許費補正につきまして説明いたします。

繰り越しにつきましては、今回変更が4件、追加が3件となり、3,088万1,000円を追加し、総額23億8,967万8,000円となりました。なお、追加繰越分3件については、議案細部説明書11ページの別紙繰越理由のとおりでございます。

次に、12ページの第3表、地方債補正につきましては、12事業について変更し、1億7,260万円減額し、限度額を19億520万円としました。なお、本年度の一般会計に係る市債の内訳資料につきましては、議案細部説明書の別紙資料にお示しして

いるとおりでございます。また、起債の方法、利率、償還の方法につきましては補正前と同じでございます。

以上で補足説明を終わります。ご審議よろしくお願いいたします。

○議長（西村芳成君） 補足説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

13番、大岸眞弓君。

○13番（大岸眞弓君） 16ページでお尋ねします。

市税の中の法人税均等割が追加補正をされておりますけれども、これは細部説明書を見ますと景気の回復等による現年課税分というふうにあります。この均等割というのは、当初からこういう傾向というのは織り込み済みではないでしょうか。その点をお聞きします。

○議長（西村芳成君） 税務課長、野島恵一君。

○税務課長（野島恵一君） お答えします。

平成25年度の法人税の現年の当初予算については、平成24年12月ごろの収納額、それと調定額をもとに、その平成24年度の額と同額程度を予定して盛り込みました。

しかし、最終的には、法人税割については平成24年度の最終収納額に比べて今現在ですが約140万円ほど増収になっておりますので、収益が上がった企業、結局景気も回復された企業の増収分であると見込まれます。

均等割についてですが、平成24年度の最終の収納額は4,400万円余りでした。それから、平成25年度の収入額についてもおおよそそれ程度になっておりますので、この差額が出たということになっております。ということで、見込みが甘過ぎたというか少な過ぎたということになってはきます。

均等割についても法人税割と同じで、景気の云々によって資本金等の額が変化しますので、年度によってある程度上下してくるものですので、見込みが甘かったというか見込みが少な過ぎたという結果が今回の補正になっております。

○議長（西村芳成君） 13番、大岸眞弓君。

○13番（大岸眞弓君） 詳しい説明でわかりましたが、景気回復等によるという記述がございますけれども、どのあたりの業種で景気回復が見られるのか、そのあたりがわかりますか。全然わかりませんか。

○議長（西村芳成君） 税務課長、野島恵一君。

○税務課長（野島恵一君） 済みません。そこまで調べておりませんので、また調べましたらご連絡します。

○議長（西村芳成君） ほかに。

11番、依光美代子君。

○11番（依光美代子君） 24ページですが、県支出金の民生費県委託金の中の3節、子どもを守る地域ネットワーク等調査事業委託金、この事業はどんな調査をする事

業でしょうか、説明をお願いします。

○議長（西村芳成君） 福祉事務所長、岡本明弘君。

○福祉事務所長（岡本明弘君） 24ページ、民生費県委託金の子どもを守る地域ネットワーク等調査事業委託金についてですが、これは児童虐待関係の国への集計調査報告の事業として毎年行っているものです。今回、平成25年度については委託金として国が支払ってくれるということとなったものです。

○議長（西村芳成君） 11番、依光美代子君。

○11番（依光美代子君） よくわかりました。毎年やっているということで、そうするとこの平成25年度の状況はどんな状況です、児童虐待について。件数。

○議長（西村芳成君） 福祉事務所長、岡本明弘君。

○福祉事務所長（岡本明弘君） 新規の件数については8件となっております。経年で新規の分を申し上げますと、平成20年度が10件、平成21年度が15件、それから、平成22年度が5件、平成23年度が6件、平成24年度が7件、平成25年度が8件という推移になっております。

平成20年度、平成21年度については2桁で若干多かったわけですが、平成22年度からは少なくなっはきておりましたけれども、徐々にではあります、新規の件数については若干ですけど多くはなってきております。

ちなみに4種類の虐待について、性的虐待というのはありませんが、身体的虐待、心理的虐待、ネグレクトが、大体年によって変動はありますけれども、この3つが多かったり少なかったりということにはなってきております。

○議長（西村芳成君） ほかに質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

○議長（西村芳成君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、承認第1号を採決をいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（西村芳成君） はい。ありがとうございました。全員起立であります。よって、承認第1号は、原案のとおり承認されました。

次に、日程第5、承認第2号、専決処分事項の承認を求めることについて、平成25年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

まず、執行部から提案理由の補足説明を求めます。上下水道課長、安井幸一君。

○上下水道課長（安井幸一君） おはようございます。提案いたします。

承認第2号、専決処分事項の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり

専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成26年5月8日提出、香美市長 法光院晶一

専決処分事項、平成25年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）

承認2-3ページをお願いします。

平成25年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）

平成25年度香美市の簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ619万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億513万3,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

平成26年3月31日専決、香美市長 門脇慎夫

提案内容につきましては細部説明書のとおりです。よろしくをお願いします。

○議長（西村芳成君） 補足説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

○議長（西村芳成君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、承認第2号を採決をいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（西村芳成君） はい。ありがとうございます。全員起立であります。よって、承認第2号は、原案のとおり承認されました。

次に、日程第6、承認第3号、専決処分事項の承認を求めることについて、平成25年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

まず、執行部から提案理由の補足説明を求めます。上下水道課長、安井幸一君。

○上下水道課長（安井幸一君） 提案いたします。

承認第3号、専決処分事項の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成26年5月8日提出、香美市長 法光院晶一

専決処分事項、平成25年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）

承認 3 - 3 ページをお願いします。

平成 25 年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）

平成 25 年度香美市の公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 1,240 万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5 億 1,525 万 4,000 円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第 2 条 地方債の変更は、「第 2 表 地方債補正」による。

平成 26 年 3 月 31 日専決、香美市長 門脇槇夫

提案内容につきましては細部説明書のとおりです。よろしくをお願いします。

○議長（西村芳成君） 補足説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

○議長（西村芳成君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、承認第 3 号を採決をいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（西村芳成君） はい。ありがとうございました。全員起立であります。よって、承認第 3 号は、原案のとおり承認されました。

次に、日程第 7、承認第 4 号、専決処分事項の承認を求めることについて、平成 25 年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）を議題とします。

まず、執行部から提案理由の補足説明を求めます。上下水道課長、安井幸一君。

○上下水道課長（安井幸一君） 提案いたします。

承認第 4 号、専決処分事項の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求めます。

平成 26 年 5 月 8 日提出、香美市長 法光院晶一

専決処分事項、平成 25 年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）

承認 4 - 3 ページをお願いします。

平成 25 年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）

平成 25 年度香美市の特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）は、

次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ222万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億9,080万6,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

平成26年3月31日専決、香美市長 門脇槇夫

提案内容につきましては議案細部説明書のとおりです。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長(西村芳成君) 補足説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長(西村芳成君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

○議長(西村芳成君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、承認第4号を採決いたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(西村芳成君) はい。ありがとうございます。全員起立であります。よって、承認第4号は、原案のとおり承認されました。

日程第8、承認第5号、専決処分事項の承認を求めることについて、平成25年度香美市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

まず、執行部から提案理由の補足説明を求めます。上下水道課長、安井幸一君。

○上下水道課長(安井幸一君) 提案いたします。

承認第5号、専決処分事項の承認を求めることについて

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成26年5月8日提出、香美市長 法光院晶一

専決処分事項、平成25年度香美市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)

承認5-3ページをお願いします。

平成25年度香美市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)

平成25年度香美市の農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ252万円を減額し、歳入歳出予

算の総額を歳入歳出それぞれ2,566万6,000円とする。

第2条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成26年3月31日専決、香美市長 門脇慎夫

提案内容につきましては議案細部説明書のとおりです。

以上です。よろしくお願ひします。

○議長（西村芳成君） 補足説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

13番、大岸眞弓君。

○13番（大岸眞弓君） 9ページでお尋ねします。

農業集落排水総務費の中の報償費が152万円減額補正をされておりますけれども、見たとおり当初の予算より、見込みよりも接続する受益者が少なかったということかと思うんですが、この事業は工事の構想があった時点から随分時間が経過して着工されました。それで、ただ、接続をしなければ環境を整備しても意味をなさないというか、できるだけ接続率を上げる方向で行かなければいけないと思うんですが、今後の接続率を上げることに何か新たに再検討されるとか、方策についてお考えでしょうか。その点をお聞きします。

○議長（西村芳成君） 上下水道課長、安井幸一君。

○上下水道課長（安井幸一君） お答えいたします。

大岸議員さんのご指摘のとおり、確かに農業集落排水事業につきましては、接続率が非常に悪いというのは事実であります。今後につきましては、地元のほうに入りまして、十分、実際の実情をお聞きして、対策を講じていきたいと考えております。

以上です。

○議長（西村芳成君） ほかに。

12番、山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） 関連して今後いろいろ検討されるということですが、奨励金のあり方、再度制度設計されるときに1年目に接続されたら幾ら返して、2年目幾らと。そういうことも踏まえて、今後のことに関して、3年目、4年目、5年目以降の接続に対しても何らかの措置を講じるような発想をお持ちでしょうか。

○議長（西村芳成君） 上下水道課長、安井幸一君。

○上下水道課長（安井幸一君） お答えいたします。

現在の実情としましては、接続率が58.8%という状況であります。先ほど山崎議員さんのほうから指摘もありましたが、今後の経過措置等につきましても内部で検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（西村芳成君） ほかにありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

○議長（西村芳成君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、承認第5号を採決いたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（西村芳成君） はい。ありがとうございます。全員起立であります。よって、承認第5号は、原案のとおり承認されました。

日程第9、承認第6号、専決処分事項の承認を求めることについて、平成25年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第4号）を議題とします。

まず、執行部から提案理由の補足説明を求めます。市民保険課長、高橋由美君。

○市民保険課長（高橋由美君） おはようございます。そしたら説明をさせていただきます。

承認第6号、専決処分事項の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めます。

平成26年5月8日提出、香美市長 法光院晶一

専決処分事項、平成25年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第4号）でございます。

承認6-3ページをお願いします。

平成25年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第4号）

平成25年度香美市の国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ8,055万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ39億1,478万4,000円とする。

第2条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成26年3月31日専決、香美市長 門脇槇夫

提案内容の詳細につきましては、細部説明書のとおりでございますのでよろしく願いいたします。

○議長（西村芳成君） 補足説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

○議長（西村芳成君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、承認第6号を採決をいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（西村芳成君） はい。ありがとうございました。全員起立であります。よって、承認第6号は、原案のとおり承認されました。

日程第10、承認第7号、専決処分事項の承認を求めることについて、平成25年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第4号）を議題とします。

まず、執行部から提案理由の補足説明を求めます。健康介護支援課長、几内一秀君。

○健康介護支援課長（几内一秀君） それでは、提案させていただきます。

承認第7号、専決処分事項の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成26年5月8日提出、香美市長 法光院晶一

専決処分事項、平成25年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第4号）

3ページをお願いします。

平成25年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第4号）

平成25年度香美市の介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億4,308万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ31億210万2,000円とする。

第2条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成26年3月31日専決、香美市長 門脇楨夫

提案内容につきましては細部説明書をご参照いただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（西村芳成君） 補足説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

○議長（西村芳成君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、承認第7号を採決をいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（西村芳成君） はい。ありがとうございました。全員起立であります。よって、承認第7号は、原案のとおり承認されました。

次に、日程第11、承認第8号、専決処分事項の承認を求めることについて、香美市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

まず、執行部から提案理由の補足説明を求めます。市民保険課長、高橋由美君。

○市民保険課長（高橋由美君） それでは、提案させていただきます。

承認第8号、専決処分事項の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成26年5月8日提出、香美市長 法光院晶一

専決処分事項、香美市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

地方税法施行令の一部を改正する政令（平成26年政令第132号）の施行に伴い、地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成26年3月31日専決、香美市長 門脇槇夫

以上です。よろしくお願ひします。

○議長（西村芳成君） 補足説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

12番、山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） 何点かお伺ひします。

まず、後期高齢者支援のほうは2万円アップ、それから介護納付金の部分が2万円アップで、最高限度が77万円から81万円というふうになっていくと思います。その中で、細部説明書にも書いてますけど、実際本市の税率から鑑みたら、800万円ぐらいあったらこの最高限度額、所得が800万円超すかもしれませんけど到達していくわけですが、この中に実際問題その人なんか、この中では片一方で5割軽減の対象になる部分に被保険者数の数を世帯主を含めるということは、ひとり世帯でも5割軽減が対象になるということも含まれてそういう部分ではいいんですが、実際低所得者層については2割軽減が35万円から45万円に乗すべき額がそうなるということですが、中低所得者に配慮したと書いているみたいですけど、そこのところがどういう、高所得者がどんなレベルで中低所得者がどんなレベルなんかなというのがちょっとわからないので、課のほうの見解をお示しいただきたいということが1点と。

それと、軽減世帯、減免世帯がどれだけふえるのかなという部分があります。今でも半分ぐらいがそうじゃなかったでしょうかね、たしか。それ以上やったような認識もありますが。

それとあわせて、実際その軽減分については保険基盤の安定の繰り入れで実際一般会計から入ってくるわけですが、それについては阻止されているというふうを考えますけ

ど、今回の軽減世帯が広がる中で、措置の部分は国からの部分がどのような扱いになっていくのか、その点についてまずお尋ねします。

○議長（西村芳成君） 市民保険課長、高橋由美君。

○市民保険課長（高橋由美君） 山崎議員の質問にお答えします。

まず、第1点目の中低所得層という部分の考え方でございますが、一応ここに書いてございます中低所得層という考え方につきましては、国のこの法改正の考え方で低所得者層という考え方として、7割、5割、2割の軽減の対象者を言っているようになっております。軽減のかかっていない世帯で今回2割軽減の割合が35万円から45万円に拡大をしたことによりまして、新たにその軽減対象となる方を国の言い方で比較的水準の高い低所得者というような言い方をしておりますが、この7割、5割、2割の現在の軽減の対象者と、新たに軽減枠が拡大したことによる比較的水準の高い低所得者というのを合わせて、国のほうの言い方で中低所得者層という言い方を使っております。今のところうちもそういう言い方で掲示をさせていただいております。

2点目の軽減の対象の人数ということですが、今機械のほうで出すようにはしておりますが、実際の数字というのはまだちょっと手元にはございませんが、現在のところ5割軽減、2割軽減の方の国保の世帯数が、これは平成25年の状況でございますけれども5,067世帯のうちの今回の改正に該当する5割軽減世帯が319世帯、それから2割軽減世帯が715世帯ということになっております。

全員が拡大に当たるかどうか、新たな方がどれくらいふえてくるかというのは、まだちょっと手元に詳細の数とかを押さえてございませんけど、今現在はそういう状態になっております。

それと、基盤安定について、交付税とそれから国、県の補助の分が入ってくる分がございまして、交付税の分は一応国の基準の軽減の分とそれから支援の分というふうに分かれておりますけれども、軽減の分はふえてくると思います。計算の根拠の中からはふえてくるだろうと思います。

それと、国、県の基盤安定分というのも同じように支援分と減額分がございましてけれども、こちらのほうも減額がふえることによってそれは反映されてくるだろうと考えております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 12番、山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） 詳しい説明でよくわかりました。

一つだけ、ということは実際の部分は2万円、2万円上がって、この書き方やったら妙にリンクしているみたいに見えるんですが、全然リンクしていないというふうに捉えられますけれども上がって、片一方では財政措置は一応交付税の部分と、それから国、県の部分であるということをお考えたときには、本市の国保会計に多大な影響を及ぼすと

いうものではないという認識でよろしいですね。

○議長（西村芳成君） 市民保険課長、高橋由美君。

○市民保険課長（高橋由美君） 基本的には現在の状態が継続すると思っておりますので、そのように捉えていただいて構わないと思います。

○議長（西村芳成君） ほかに質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

○議長（西村芳成君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、承認第8号を採決をいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（西村芳成君） はい。ありがとうございました。全員起立であります。よって、承認第8号は、原案のとおり承認されました。

日程第12、承認第9号、専決処分事項の承認を求めることについて、香美市税条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

まず、執行部から提案理由の説明を求めます。税務課長、野島恵一君。

○税務課長（野島恵一君） それでは、承認第9号の説明をさせていただきます。

承認第9号、専決処分事項の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成26年5月8日提出、香美市長 法光院晶一

専決処分事項、香美市税条例等の一部を改正する条例の制定について

地方税法の一部を改正する法律（平成26年法律第4号）の施行に伴い、地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成26年3月31日専決、香美市長 門脇慎夫

香美市税条例等の一部を改正する条例、条文については省略させていただきます。概要については細部説明書をごらんください。資料としまして新旧対照表を添付させていただきました。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（西村芳成君） 補足説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

6番、山崎晃子君。

○6番（山崎晃子君） 6番、山崎です。

これは地方税法の一部を改正ということですがけれども、軽自動車税の税率の見直しが入っているわけですがけれども、私たち議会のほうとしましても軽自動車税の税率を上げ

ないよという意見書を国に出したわけですが、ほかにも多くの地方からこうした意見書が上がっているかと思うんですけども、実質的には市民の負担がふえるということになってきますけれども、こうした市民の負担がふえることについて、市としてどのように考えているのかお聞きをしたいと思います。

○議長（西村芳成君） 税務課長、野島恵一君。

○税務課長（野島恵一君） お答えします。

言われたように、市民の方への負担が増になるような税制改正は個人的にはいかがというふうには思います。しかし、国において社会保障と税の一体改革とかと言われていますが、その2つについては、国において全体的なバランスを考えながら改正に及んでいるというふうに思いますので、適正な法律の執行のために今回の承認をよろしく願いたいと思います。

○議長（西村芳成君） ほかに質疑はありませんか。

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

○議長（西村芳成君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、承認第9号を採決をいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（西村芳成君） はい。ありがとうございます。全員起立であります。よって、承認第9号は、原案のとおり承認されました。

暫時休憩をいたします。

（午前11時01分 休憩）

（午前11時11分 再開）

○議長（西村芳成君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

議案に入る前に、市民保険課長より先ほどの承認第8号につきまして訂正がありますので、訂正を認めます。

○市民保険課長（高橋由美君） 済みません。訂正をお願いします。

承認第8号の提出日でございますが、平成26年5月8日の「日」が抜けておりますので、追加訂正をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（西村芳成君） 次に、日程第13、議案第45号、平成25年度（仮称）香美市市民体育館改築工事（建築主体工事）の請負契約の締結についてを議題とします。

まず、執行部から提案理由の補足説明を求めます。管財課長、柳本隆司君。

○管財課長（柳本隆司君） 提案させていただきます。

議案第45号、平成25年度（仮称）香美市市民体育館改築工事（建築主体工事）の請負契約の締結について

平成26年3月27日付けで制限付一般競争入札に付した標記の工事に係る請負契約の締結について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定に基づき、次のとおり議会の議決を求める。

平成26年5月8日提出、香美市長 法光院晶一

- 1 契約の目的 平成25年度（仮称）香美市市民体育館改築工事（建築主体工事）
- 2 契約の方法 制限付一般競争入札
- 3 契約金額 金1億9,753万2,000円
- 4 契約の相手方 関西土木株式会社  
代表取締役 西川一延
- 5 支出科目 平成25年度（繰越）香美市一般会計予算  
10款 教育費 6項 保健体育費 2目 体育施設費  
平成26年度香美市一般会計予算  
10款 教育費 6項 保健体育費 2目 体育施設費

なお、議案の詳細につきましては議案細部説明書をご参照ください。ご審議よろしく  
お願いいたします。

○議長（西村芳成君） 補足説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

○議長（西村芳成君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第45号を採決をいたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（西村芳成君） はい。ありがとうございます。全員起立であります。よって、議案第45号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第14、議案第46号、財産の取得についてを議題とします。

まず、執行部から提案理由の補足説明を求めます。学校給食センター所長、横谷勝正君。

○学校給食センター所長（横谷勝正君） 提案させていただきます。

議案第46号、財産の取得について

平成25年9月20日付けで物品購入契約を締結した財産取得に係る契約について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号の規定に基づき、次のとおり議会の議決を求める。

平成26年5月8日提出、香美市長 法光院晶一

- |   |          |                            |
|---|----------|----------------------------|
| 1 | 財産の種類    | 香美市立土佐山田学校給食センター建設に係る厨房設備等 |
| 2 | 変更前の契約金額 | 2億9,074万5,000円             |
| 3 | 変更後の契約金額 | 2億9,905万2,000円             |
| 4 | 変更増金額    | 830万7,000円                 |

提案内容につきましては、議案細部説明書のとおりでございますのでよろしくご審議  
お願いいたします。

○議長（西村芳成君） 補足説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質  
疑はありませんか。

12番、山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） 少し伺います。

平成25年9月20日に議会の議決を経て契約したということで、先ほど消防長が言  
った平成25年9月30日までに契約したので、納入されていたらこの部分は要らな  
かったわけですね、実際は。現実問題としては、工期のおくれ等もあってこの変更金額  
が発生したわけですが、実際問題前もって厨房設備等と書いてますよね、厨房設備は  
入らなくてもほかの部分で納入していただいて、分離するような発想はもう全然頭にも  
なかったのか、無理だったのか。もう一括で建物ができてから入れるということであ  
るということになったのか。その点をちょっと確認いたします。

○議長（西村芳成君） 学校給食センター所長、横谷勝正君。

○学校給食センター所長（横谷勝正君） お答えいたします。

今回の提案につきましては、建築主体工事の変更設計により工期の変更のため、  
年度内に工事を完成させる期間を確保できなかったため延期もしまして、消費税分の増  
額を充てております。実際現場におきまして建物がまだ60%から70%の建築の状態  
ですので、まだ厨房等を搬入するところまでいっておりません。

以上です。

○議長（西村芳成君） 12番、山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） 関連。それは現場も見て大体わかっているんですが、実  
際のところ言いたいのは、厨房設備は入らんとしても等の中身、厨房施設などの中身で、  
もう今の状況で中へ入れる言うたらおかしいけど、設備として納品してもらっててもよ  
かったレベルのものを、分離してもらったらその分だけでも5%で済みますよね。そう  
いう発想はもともとなかったのか、それができなかったのか。できないという前提なの  
かと。もう一括でも納入業者に入れてもらう必要があるのか、そういう理由なのかと  
いうことをただしているわけですが、いかがでしょうか。

○議長（西村芳成君） 学校給食センター所長、横谷勝正君。

○学校給食センター所長（横谷勝正君） 現場等におきましてまだ建築中ございま  
すので、据え付け等の工事も入ってきます。それで、建築主体工事が延長されましたの  
で、現実的にはちょっと不可能だと考えております。

- 議長（西村芳成君） 12番、山崎龍太郎君。
- 12番（山崎龍太郎君） 最後になど、等の中身をちょっとお教えいただけますか。
- 議長（西村芳成君） 学校給食センター所長、横谷勝正君。
- 学校給食センター所長（横谷勝正君） お答えいたします。

たくさんありまして、移動台とかデジタル自動台秤、ストックカート、移動台とかシンク、作業台、器具消毒保管機、廃油タンク、冷凍庫、野菜下処理室といたしまして、ストックカート、冷凍庫、移動台、下処理用シンク、作業台、パススルー冷蔵庫などたくさんございます。

- 議長（西村芳成君） ほかに質疑はありませんか。
- 議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
- これから討論を行います。討論はありませんか。
- 議長（西村芳成君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第46号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

- 議長（西村芳成君） はい。ありがとうございました。全員起立であります。よって、議案第46号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第15、議案第47号、平成26年度香美市一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

まず、執行部から提案理由の補足説明を求めます。企画財政課長、山中俊明君。

- 企画財政課長（山中俊明君） 議案第47号、平成26年度香美市一般会計補正予算（第1号）について説明いたします。

平成26年度香美市一般会計補正予算（第1号）

平成26年度香美市の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,517万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ164億3,117万5,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

平成26年5月8日提出、香美市長 法光院晶一

提案理由でございます。

今回の補正予算は、消防庁舎建設工事のほか地方債の補正を行うものです。

なお、第1表、歳入歳出予算補正、3ページから9ページまでと歳入歳出補正予算事項別明細書、11ページから13ページまでと、次に、款項目節の内訳、14、15ペ

ージにつきましては、議案細部説明書の中で概要をお示ししておりますので省略させていただきます。

次に10ページの「第2表 地方債補正」につきましては、1事業について変更し、2,390万円を増額し、限度額を27億4,253万4,000円としました。

なお、本年度の一般会計に係る市債の内訳資料につきましては議案細部説明書の別紙資料にお示ししておるとおりでございます。

また、起債の方法、利率、償還の方法につきましては補正前と同じでございます。

以上で補足説明を終わります。ご審議よろしくお願いいたします。

○議長（西村芳成君） 補足説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

12番、山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） 細部説明書に書かれてます消防庁舎建設費2,517万5,000円の追加で労務単価及び資材単価の高騰というふうに書かれてますが、今までの労務単価、それから、資材単価よりいかに、率でも構いませんが高騰してこのようなことになったのか、ご説明を求めます。

○議長（西村芳成君） 消防長、寺田 潔君。

○消防長（寺田 潔君） 山崎議員の質問にお答えをいたします。

申しわけありません。ちょっと手元に詳細の資料はございませんけれども、おおむね労務単価などは7%程度上昇しておるようでございます。それぞれの工種によりまして具体的に定められておりますけど、おおむね7%程度だと思っております。

以上でございます。

○議長（西村芳成君） 12番、山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） 労務単価のほうが7%おおむね上がっていると、資材単価のほうはどれくらい上がっているのかということも、おおむねでいいですのでわかれば。それが設計時のときにも反映しているというふうに認識をしていますが、それよろしいでしょうか。

○議長（西村芳成君） 消防長、寺田 潔君。

○消防長（寺田 潔君） お答えをいたします。

設計業者の資料でございますけれども、例えば鉄骨工事でございますけれども、当初見積もりの70%の掛け率で設計をしておったところ、今回の設計では見積もり金額の約95%、鉄骨のみで2,157万2,000円の増額といったように、資材によりまちまちでございますけれども上昇しておるような状況でございます（後に「鉄骨工事につきましては、当初の設計から4,148万2,000円の増額となっております。」と訂正あり）。

以上です。

○議長（西村芳成君） ほかに質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

○議長（西村芳成君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第47号を採決をいたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（西村芳成君） はい。ありがとうございます。全員起立であります。よって、議案第47号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第16、議案第48号、香美市消防庁舎建設工事（建築主体工事）の請負契約の締結についてを議題とします。

まず、執行部から提案理由の補足説明を求めます。管財課長、柳本隆司君。

○管財課長（柳本隆司君） 提案させていただきます。

議案第48号、香美市消防庁舎建設工事（建築主体工事）の請負契約の締結について平成26年5月1日付けで制限付一般競争入札に付した標記の工事に係る請負契約の締結について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定に基づき、次のとおり議会の議決を求める。

平成26年5月8日提出、香美市長 法光院晶一

- 1 契約の目的 香美市消防庁舎建設工事（建築主体工事）
- 2 契約の方法 制限付一般競争入札
- 3 契約金額 金6億1,020万円
- 4 契約の相手方 大旺新洋株式会社 高知建築本店  
取締役本店長 中島秀展
- 5 支出科目 平成26年度香美市一般会計予算  
9款 消防費 1項 消防費 6目 消防庁舎建設費

議案の詳細につきましては、お手元の細部説明書をご参照ください。ご審議よろしくお願いたします。

○議長（西村芳成君） 補足説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

12番、山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） 契約の方法が制限付一般競争入札でやられてますけれども、それはよしとして3社ですわね、実際。この数がちょっと少な過ぎやないだろうかというふうな部分ですが。その背景等についてはどういう状況でこのことに及んだのか、その点についてお尋ねします。

○議長（西村芳成君） 管財課長、柳本隆司君。

○管財課長（柳本隆司君） 質問にお答えします。

背景といたしまして、労務者が今不足しているとか単価が折り合わないとかということが考えられます。

以上でございます。

○議長（西村芳成君） 12番、山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） ということは、何社か制限付に参加という方向で打診したけど、入札に参加しないということの連絡があったというふうな捉え方でよろしいでしょうか。

○議長（西村芳成君） 管財課長、柳本隆司君。

○管財課長（柳本隆司君） はい。参加の意思表示は今回の場合この3社だけでございます。

○議長（西村芳成君） ほかに質疑はありませんか。

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

○議長（西村芳成君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第48号を採決をいたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（西村芳成君） はい。ありがとうございました。全員起立であります。よって、議案第48号は、原案のとおり可決されました。

ここで消防長から訂正の申し出がっておりますので許可をいたします。消防長、寺田 潔君。

○消防長（寺田 潔君） 訂正をお願いいたします。

山崎龍太郎議員の答弁の中で見積もりの掛け率70%を95%と発言をいたしましたけれども、この発言を削除していただきまして、鉄骨工事につきましては、当初の設計から4,148万2,000円の増額となっております。

以上のように訂正をお願いしたいと思います。よろしくをお願いいたします。

○議長（西村芳成君） 今消防長のほうから発言の訂正がありました。承認いただけますか。

「異議なし」という声あり

○議長（西村芳成君） はい。それでは、承認することに決定いたしました。

お諮りいたします。日程第17、同意第1号、副市長の選任についてから日程第21、同意第5号、教育委員会委員の任命についての案件は人事案件であります。香美市議会運営申し合わせ事項第6項第2号の規定により質疑、討論を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（西村芳成君） 異議なしと認めます。よって、同意第1号から同意第5号ま

では、質疑、討論を省略することに決定いたしました。

日程第17、同意第1号、副市長の選任についてを議題とします。

まず、執行部から提案理由の補足説明を求めます。総務課長、山崎泰広君。

○総務課長（山崎泰広君） それでは、提案させていただきます。

同意第1号、副市長の選任について

香美市副市長に下記の者を選任したいから、地方自治法（昭和22年法律第67号）第162条の規定により議会の同意を求める。

記

住 所 香美市香北町太郎丸701番地

氏 名 今 田 博 明

生年月日 昭和35年9月10日

平成26年5月8日提出、香美市長 法光院晶一

お手元に参考資料で履歴を配付してありますのでごらんください。

以上でございます。

○議長（西村芳成君） 補足説明が終わりました。

これから、同意第1号を採決をいたします。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（西村芳成君） はい。ありがとうございました。全員起立であります。よって、同意第1号は、原案のとおり同意することに決定をいたしました。

ここで暫時休憩をいたします。

（午前11時34分 休憩）

（今田博明君 入場）

（午前11時34分 再開）

○議長（西村芳成君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

ここで、先ほど選任の同意をいただきました今田副市長からご挨拶をいただきます。

○今田博明君 先ほどご承認をいただきました今田でございます。かわりばえのない顔で新鮮味はないかもしれませんが、ご容赦願いたいというふうに思います。

今後は補助的な立場としまして市長を支えていくとともに、議会とも歩調を合わせながら住民福祉の向上に向けて努力したいと考えておりますので、今後ともよろしく願いを申し上げまして、簡単ではございますがご挨拶とさせていただきます。

（拍手）

○議長（西村芳成君） ありがとうございました。今後ともよろしく願いいたします。

以上で副市長就任のご挨拶を終了いたします。

(今田博明君 退場)

日程第18、同意第2号、監査委員の選任についてを議題とします。

まず、執行部から提案理由の補足説明を求めます。総務課長、山崎泰広君。

○総務課長(山崎泰広君) それでは、提案させていただきます。

同意第2号、監査委員の選任について

下記の者を香美市監査委員に選任したいから、地方自治法(昭和22年法律第67号)第196条の規定により議会の同意を求める。

記

住 所 香美市土佐山田町新改871番地1

氏 名 三 木 象 二

生年月日 昭和21年7月25日

平成26年5月8日提出、香美市長 法光院晶一

参考資料に本人の履歴を配付してありますのでごらんいただきたいと思います。

以上でございます。

○議長(西村芳成君) 補足説明が終わりました。

これから、同意第2号を採決をいたします。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(西村芳成君) はい。ありがとうございました。全員起立であります。よって、同意第2号は、原案のとおり同意することに決定しました。

日程第19、同意第3号、監査委員の選任についてを議題とします。

まず、執行部から提案理由の補足説明を求めます。総務課長、山崎泰広君。

○総務課長(山崎泰広君) それでは、提案させていただきます。

同意第3号、監査委員の選任について

下記の者を香美市監査委員に選任したいから、地方自治法(昭和22年法律第67号)第196条の規定により議会の同意を求める。

記

住 所 香美市香北町美良布2680番地3

氏 名 竹 村 清

生年月日 昭和26年7月4日

平成26年5月8日提出、香美市長 法光院晶一

参考資料として本人の履歴を配付してありますのでごらんください。

以上です。

○議長(西村芳成君) 補足説明が終わりました。

これから、同意第3号を採決をいたします。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（西村芳成君） はい。ありがとうございました。全員起立であります。よって、同意第3号は、原案のとおり同意することに決定をいたしました。

日程第20、同意第4号、教育委員会委員の任命についてを議題とします。

まず、執行部から提案理由の補足説明を求めます。総務課長、山崎泰広君。

○総務課長（山崎泰広君） それでは、提案させていただきます。

同意第4号、教育委員会委員の任命について

下記の者を教育委員会の委員に任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第1項の規定により議会の同意を求める。

記

住 所 香美市土佐山田町須江451番地

氏 名 時 久 恵 子

生年月日 昭和23年8月31日

平成26年5月8日提出、香美市長 法光院晶一

参考資料として本人の履歴を配付してありますのでごらんください。

以上でございます。

○議長（西村芳成君） 補足説明が終わりました。

これから、同意第4号を採決をいたします。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（西村芳成君） はい。ありがとうございました。全員起立であります。よって、同意第4号は、原案のとおり同意することに決定をいたしました。

日程第21、同意第5号、教育委員会委員の任命についてを議題とします。

まず、執行部から提案理由の補足説明を求めます。総務課長、山崎泰広君。

○総務課長（山崎泰広君） それでは、提案をさせていただきます。

同意第5号、教育委員会委員の任命について

下記の者を教育委員会の委員に任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第1項の規定により議会の同意を求める。

記

住 所 高知市縄手町39-1-506

氏 名 浜 田 正 彦

生年月日 昭和29年3月8日

平成26年5月8日提出、香美市長 法光院晶一

参考資料として本人の履歴を配付してありますのでごらんください。

以上でございます。

○議長（西村芳成君） 補足説明が終わりました。

これから、同意第5号を採決をいたします。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(西村芳成君) はい。ありがとうございました。全員起立であります。よって、同意第5号は、原案のとおり同意することに決定しました。

日程第22、香美市選挙管理委員及び同補充員の選挙についてを議題とします。

本選挙については、現在の選挙管理委員の任期が5月24日をもって満了するため、地方自治法第182条の規定に基づいておのおの4人ずつの選挙管理委員及び同補充員を選挙する必要があります。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長(西村芳成君) 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定をいたしました。

お諮りします。指名の方法については、お手元に配付してあります候補者名簿によって議長が指名することにしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長(西村芳成君) 異議なしと認めます。したがって、候補者名簿によって議長が指名することに決定をいたしました。

初めに、選挙管理委員を指名いたします。1番、熊瀬東作君、2番、松尾禎之君、3番、岡本博臣君、4番、西 幸恵君、以上の方を指名いたしたいと思えます。

お諮りいたします。ただいま議長が指名しました方を香美市選挙管理委員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長(西村芳成君) 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名をしました熊瀬東作君、松尾禎之君、岡本博臣君、西 幸恵君、以上の方が選挙管理委員に当選をされました。

次に、選挙管理委員の補充員を指名いたします。第1順位、森田幸典君、第2順位、吉村泰典君、第3順位、高橋千恵君、第4順位、岡本由美君、以上の方を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長が指名しました方を香美市選挙管理委員の補充員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長(西村芳成君) 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名いたしました第1順位、森田幸典君、第2順位、吉村泰典君、第3順位、高橋千恵君、第4順位、岡本由美君、以上の方が順序のとおり選挙管理委員の補充員に当選されました。

これで香美市選挙管理委員及び同補充員の選挙を終わります。  
暫時休憩いたします。

(午前 11 時 44 分 休憩)

(追加日程を配付)

(午前 11 時 45 分 再開)

○議長(西村芳成君) 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

お諮りします。ただいまお配りしました発議第4号及び第5号については、緊急の案件として日程に追加し本日の議題としたいと思います。

これにご異議ございませんか。

「異議なし」という声あり

○議長(西村芳成君) 異議なしと認めます。よって、発議第4号及び第5号は本日の日程に追加し、議題とすることに決定をいたしました。これからの会議日程はお手元にお配りしております追加議事日程、日程第1号の追加に記載のとおりです。

これから、日程第1、発議第4号、香美市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

まず、提出者から提案理由の説明を求めます。6番、山崎晃子君。

○6番(山崎晃子君) 6番、山崎晃子です。

発議第4号、香美市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

地方自治法第112条及び香美市議会会議規則第14条の規定により、次のとおり発議を提出します。

平成26年5月8日提出、香美市議会議長 西村芳成殿、提出者 香美市議会議員 山崎晃子、提出者 同 山崎龍太郎、賛成者 同 片岡守春、賛成者 同 濱田百合子、賛成者 同 大岸眞弓

香美市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

香美市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例(平成20年条例第33号)の一部を次のように改正する。

別表議会議長の項中「390,000円」を「303,000円」に、同表議会副議長の項中「330,000円」を「231,000円」に、同表常任委員長の項及び議会運営委員長の項中「310,000円」を「215,000円」に、同表議会議員の項中「285,000円」を「207,000円」に改める。

附則

この条例は、平成26年9月24日から施行する。

提案理由を簡潔に述べさせていただきます。

議員報酬に関しては、合併後の平成18年12月定例会で報酬引き上げが可決された後、住民の方から引き上げに反対する直接請求が提出されましたが、この請求は棄却されました。それ以後も私は一議員として議会改革推進特別委員会等で報酬の引き下げを提案してまいりましたが、同僚議員の賛同を得ることができず現在に至っています。

しかし、いまだに報酬引き下げを訴える声が多く聞かれます。さきの議会報告会におきましても、広大な地域を抱える本市の影響を考えれば、議員定数を削減するより議員報酬を削減すべきとの声もありました。

合併して8年、この間市民の負担はふえるばかりで、この4月からは消費税率も上げられました。また、8年前の合併により2年後からは普通交付税が一本算定となります。これらのことを考え、また議員個々には影響があっても市民生活には影響を与えない最善の方法として議員報酬削減に踏み切り、いま一度合併当初に立ち返ってみることが大切ではないかと思えます。議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

【発議第4号 巻末に掲載】

○議長（西村芳成君） 提案説明が終わりました。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（西村芳成君） 15番、竹平豊久君。

○15番（竹平豊久君） 提出者に2点ほどお聞きしたいと思えます。

まず1点目は、審議会とか、それから協議会に対する提出者の見解でございます。ただいま提出者のほうからも説明にございましたように現在に至るまでのこの報酬の金額は、まず合併協議会でこういうことが議論されて、ここで合併協定に基づいてこれを承認をしております。そして、その後市の執行部の諮問機関であります特別職等報酬審議会、こういった審議会の中でもこの報酬について議論がされまして、その結果、適切な審議結果と申しますか私にとってはそういうふう感じておりますが、そうした審議会のもと決定をされたこの金額が現在に至っておるわけですが。こうしたことを見るときに、そういった公的また客観的なそういった機関で決定をされたものにおいて、若干それは先ほどの提案者の説明によりますと疑義があるというふう感じとれますが、そこらあたりの見解をお聞きします。

2点目は、確かにこの金額自体いろいろ議論があります。ただ、一方見方を変えますと、現在28万5,000円で各議員が議員活動あるいは政治活動を行っている、そして、今回この9月にはまた改選があつて選挙を行います、当然こういった政治を志す、特に若い方々も準備をしているかも知れませんが、そういったところを見たときに実際この政治活動ということから捉えますと、果たしてここまで数字を戻して、実質可処分所得になったら、これ十四、五万円になろうかと思えますが、せつかくのそうした政治を志す若い方々の登用と言いますか、そういったこともある意味閉ざすことにもなるのではないかと。ある一定のそういった政治活動というところに配慮していただいて、そのところを補填と言いますか、お金でございますのでそういった活動資金といいま

すか、そういった面での配慮も考えるべきではないかと思いますが、その点についてのお考えをお聞きします。

○議長（西村芳成君） 12番、山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） 提出者の一人としてお答えさせていただきます。

まず、報酬等の審議会で議論をされたということについて何ら否定するものではありませんが、片や私ども議員に与えられた権利として発議して報酬等について提案できる権利もございますので、その権利を行使させていただいたということでありませう。

そして、我々の一環したスタンスを申し添えておきたいのは、先ほど提案理由の補足説明でもありましたように、もちろんそういう合併協議の中で議論がされた20万7,000円を28万5,000円に上げるという、それについてはそうでありませうが、それはやはり住民等のさまざまな直接請求等によって、そういうまかりならないという声もあったことは事実でございます。私どもはそれにまず立ち位置を戻そうではないかというふうな考え方で今回の発議に至ったわけでございます。

もう1点、若い方ということで、我々も踏まえてですが38人おったときには、その当時の20万7,000円という部分でやっておったわけですから。それをどう見るかという点もございませうが、ある若い方もその当時はこれでできるんやということも述べていたことを今竹平議員の話を受けて思い出したところでございませう。

以上です。

○議長（西村芳成君） ほかに質疑はありませうか。

9番、織田秀幸君。

○9番（織田秀幸君） 先ほど説明をいただきまして、私のほうからは議員が議会報告会を春と秋にやっておりますが、その中で共産党さんは常時10%といった数字を明確にその報告会では示しておりましたが、今回はまたこの内容がちょっと違うのではないかと、その変わった根拠等を説明をお願いいたします。

○議長（西村芳成君） 12番、山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） お答えさせていただきます。

確かに10%という数字は申させていただきました。そのときの私どもの報酬に対する見解はこのようにまとめております。

財政上の問題では合併後10年を経過すると地方交付税の逡減が始まり、その影響額と本市の財政状況を考慮すれば、一本算定になる時点から10%程度議員歳費を削減すれば対応できるものと考えますということですが、今回のこの発議についてはこのスタンスに立っていないということをご承知おきいただきたいと思います。

○議長（西村芳成君） ほかに質疑はありませうか。

10番、小松紀夫君。

○10番（小松紀夫君） 先ほどの質疑に対する答弁を聞いておりました合併後に報酬アップがございました。これは合併協定を受けてのこととございませうが、

そのときから報酬は上げるべきでない、これが一貫したスタンスであって今回発議に至ったとこういうことをございますけれども、そういう一貫したスタンスを持つのであれば、報酬が上がったその報酬額というものは受け取らないという方法もあるんじゃないかと思います。

例えばもらわないというわけにはいきませんので、もらった後法務局に供託して、議員をやめて後寄附するのは違法になりませんから、そういうことは考えてないですか。

それから、なお、この発議が否決をされた場合報酬はこのままでございます。またもらい続けるのでしょうか。いかがでしょう。

○議長（西村芳成君） 12番、山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） その理屈もあります。もちろん供託されて寄附行為しておいて、やめてからまた手元に戻ってくるということもあります。実際問題、議会ルール上決まったことに関して、やはりその部分について、ぜひ私どもは現時点ではこれを通したいという部分で臨んでおります。通らなかつたらその部分をもらわないという立場には立っておりません。

○議長（西村芳成君） ほかに質疑はありませんか。

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

○議長（西村芳成君） 討論はありますので、まず、原案に反対の方の発言を許します。反対の方の討論はありますか。

○議長（西村芳成君） それでは、賛成の方の討論はありますか。

13番、大岸眞弓君。

○13番（大岸眞弓君） 13番、大岸眞弓です。日本共産党を代表し、発議第4号、香美市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について賛成の討論を行います。

本市議会では、議会改革を進める中で議員定数や議員報酬のあり方について真摯に討論を重ねて検討を重ねてまいりました。今年9月の改選に合わせ、県下各地の動向や議会報告会での意見聴取も踏まえ慎重に審議を行いました。結果、一度は本市の広大な面積、旧町村ごとの市民要求の多様さなどに鑑み、現状維持の結論を導き出しました。

しかしながら、国から本市に交付される地方交付税が平成28年度から一本算定となり、年に約12億円交付税が減額となるとの公報記事や国の国債発行残高が平成25年度末には1,000兆円に達しようとしているなどの報道もあり、市民の方から市の財政を心配する声が寄せられております。

交付税は平成28年から一気に12億円減額されるのではなく5年かけて遞減していくのですが、こうした流れは行財政改革の推進を、また経費の削減をとの世論形成につながっていくのは必定です。事実、議会報告会でもそのような意見が多数見られました。ただ、国の借金や地方財政計画に見られる地方交付税の動向については正確な分析が必

要で、今後議論していきたいと思います。

本市は合併後の財政対策として職員定数を100人減らす計画を立て、退職不補充の手法で2006年4月1日から2013年4月1日まで40名の職員数を減らし、平成25年度末には43名の減となっています。

一方で2つの支所庁舎を建てかえ支所機能を充実させるとしておりますが、これ以上の職員定数減には無理があるのではないのでしょうか。何より災害時に間に合うのかという心配があります。車の両輪に例えられる議会議員は、こうした職員構成のもと市政のチェック機能を果たすとともに、時には地域地域の住民の皆さんの実態や要求を身近に把握し、市政につなぐ役割を負っています。

議会報告会等での市民の皆様の多数のご意見からすれば、その役割が町の隅々に十分に伝えられているとは言えない状況にあります。

また、先ほど質疑の中で議員報酬を受け取らない選択肢はなかったのかというふうな質疑もございましたけれども、私たちは調べまして受け取らないという方法は法により選択できないということがわかりまして、議員個々にその歳費の一部を拠出をいたしまして、生活相談所、暮らしの相談所を設け、市民の皆様の相談に応じるという、そういう還元の仕方を行ってきたところでもございます。

したがって、この時期にこそ議員報酬を元に戻し、合併後細った住民サービス、例えば福祉タクシー制度や在宅介護手当、若者定住策、敬老会などを元の形に戻すことを今急ぐべきではないでしょうか。それが本当の意味で身を削ることになるのではないのでしょうか。

合併後大幅に引き上げた議員報酬を一旦合併時の水準まで元に戻すべきという本発議は、住民の世論と生活実態への配慮であることを申し上げ賛成討論といたします。

○議長（西村芳成君） ほかに討論はありますか。

○議長（西村芳成君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、発議第4号を採決をいたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（西村芳成君） はい。ありがとうございました。起立少数であります。よって、発議第4号は否決されました。

次に、日程第2、発議第5号、香美市議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

まず、提出者から提案理由の説明を求めます。21番、比与森光俊君。

○21番（比与森光俊君） 発議第5号、香美市議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例の制定について

地方自治法第112条及び香美市議会会議規則第14条の規定により、次のとおり発議を提出します。

平成26年5月8日提出 香美市議会議員 西村芳成殿、提出者 香美市議会議員 比与森光俊、賛成者 同 山本芳男、賛成者 同 千頭洋一、賛成者 同 竹内俊夫、賛成者 同 依光美代子、賛成者 同 島岡信彦、賛成者 同 利根健二、賛成者 同 小松紀夫、賛成者 同 矢野公昭、賛成者 同 前田泰祐、賛成者 同 竹平豊久、賛成者 同 山崎眞幹、賛成者 同 織田秀幸、賛成者 同 石川彰宏、賛成者 同 爲近初男

香美市議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例

香美市議会議員の定数条例（平成18年条例第5号）の一部を次のように改正する。  
本則中「22人」を「20人」に改める。

附則

この条例は、次の一般選挙から施行する。

以上でございます。

【発議第5号 巻末に掲載】

○議長（西村芳成君） 提案説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

○議長（西村芳成君） 討論がありますので、まず、原案に反対の方の発言を許します。12番、山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） 12番、山崎龍太郎です。日本共産党とくらしと福祉を守る会を代表して、発議第5号、香美市議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例の制定について、反対の立場で討論を行います。

地方分権が言われて久しい中、本市においては特に地域特性を反映させた議会であらねばならないと考えます。合併時38人の議員数を本発議では20人にするということがあります。議会報告会で議員の顔が地域で見えないという貴重な意見を市民からいただきました。合併時より約半減となる定数では、市政と市民のパイプ役も果たしている議員、議会に対する関心がますます薄れることとなります。開かれた議会を目指し、議会報告会等も開催し、議会の果たしている状況も報告し、市政をチェックしている議会の役割も理解いただき、多くの市民が議会人を目指していただける、そのような環境づくりを行っている現状で定数は維持すべきと考えます。

昨年9月議会で否決された同発議が多くの賛成者を連ねて再提出されたところですが、短期間でなぜ多くの議員各位の意向が変わったのか、議会の議決に対する市民の信頼を失うと考えますし、その一貫性のなさに疑問を呈しておきます。

最後に、私どもは市民に選ばれた議員として不十分ながらも精いっぱい市民要求を市政につなげようと頑張ってきたところでもあります。そして、みずからの議席の必要性をみずからが否定することはいかなものか、そのことを申し添え反対討論とします。

- 議長（西村芳成君） 次に、原案に賛成の方の発言はありますか。
- 議長（西村芳成君） ないようですので、これで討論を終わります。
- 議長（西村芳成君） これから、発議第5号を採決をいたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

- 議長（西村芳成君） はい。ありがとうございました。起立多数であります。よって、発議第5号は、原案のとおり可決されました。

以上で今議会に付された議案は全て議了いたしました。全日程を終了しました。

ここで、去る4月22日松山市で開催されました第76回四国市議会議長会定期総会において香美市から4名の方が表彰されましたので、受彰されました議員の皆様を事務局長から紹介をさせていただきます。議会事務局長、小松美公君。

- 議会事務局長（小松美公君） 第76回四国市議会議長会定期総会において表彰された方々をご紹介します。

議員在職歴12年以上の特別表彰で竹内俊夫議員と石川彰宏議員が、また、議員在職歴8年以上の一般表彰で千頭洋一議員と山崎晃子議員がそれぞれ受彰されました。ここで謹んでご報告を申し上げます。

- 議長（西村芳成君） どうもおめでとうございます。

（拍手）

- 議長（西村芳成君） 以上で四国市議会議長会表彰者の報告を終わります。

受彰された4名の皆様におかれましては、今後ますますの活躍をご祈念申し上げましてお祝いの言葉といたします。

閉会に当たり一言ご挨拶を申し上げます。

平成26年第3回香美市議会臨時会は本日1日でありましたが、議員各位の慎重な審議の結果、市長から提出されました議案等に対しましてそれぞれ適切な議決をなされました。また、本議会臨時会では副市長として今田博明副市長が全会一致で同意され可決されましたので、今田副市長におかれましては法光院市長をよく補佐していただき、市政発展に住民福祉の向上に努めていただきたいと思いますところであります。

これで第3回香美市議会臨時会を閉会しますが、議員各位には議事運営に対しまして格段のご協力を賜りスムーズな議事運営ができましたことに感謝とお礼を申し上げまして閉会に当たりご挨拶といたします。どうもご苦労さまでございました。

次に、市長から発言を求められておりますのでこれを許します。市長、法光院晶一君。

- 市長（法光院晶一君） 大変お疲れさまでございました。私も大変緊張をいたしまして議会を終えることができましたけれども、今臨時議会には報告3件、承認9件、議案4件、同意5件を提案をさせていただきました。慎重なるご審議を賜り、結果、議案、承認事項、同意事項につきましてそれぞれ原案のとおり決定、可決、承認、同意をいただきましたことに対しまして心からお礼を申し上げます。まことにありがとうございました。

した。今後ともどうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（西村芳成君）            どうもありがとうございました。

これをもって平成26年第3回香美市議会臨時会を閉会をいたします。

（午後 0時12分 閉会）

地方自治法第123条第2項の規定による署名者

議 長

署名議員

署名議員

平成 2 6 年 第 3 回

香美市議会臨時会会議録

卷 末 掲 載 文 書

平成26年第3回香美市議会臨時会会期及び会議（審査）の予定表

会 期	月日（曜日）	会 議 等	
第1日	5月8日（木）	本会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 会議録署名議員の指名</li> <li>・ 会期の決定</li> <li>・ 諸般の報告</li> <li>・ 議案提案 説明～採決</li> <li>・ 選挙管理委員及び同補充員の選挙</li> </ul>

議会運営委員会の協議結果の報告

（平成26年第3回香美市議会臨時会）

平成26年第3回香美市議会臨時会について、議会運営委員会で協議した結果は次のとおりです。

1 臨時会の会期及び会議について

- （1） 会期は本日1日とします。なお、会議の都合により会期の延長を必要とする場合は議長に一任します。
- （2） 会議は予定表のとおりであり、委員会の付託を省略して、本会議で審議採決します。
- （3） 同意案（人事案件）については、質疑、討論を省略します。

2 その他の協議事項

- （1） 香美市選挙管理委員及び同補充員の選挙は、指名推選で行います。
- （2） 発議第4号及び発議第5号については、追加議案として上程、審議します。

発議第4号

香美市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

地方自治法第112条及び香美市議会会議規則第14条の規定により、次のとおり発議を提出します。

平成26年5月8日提出

香美市議会議長 西村芳成 殿

提出者 香美市議会議員 山崎晃子

提出者 〃 山崎龍太郎

賛成者 〃 片岡守春

賛成者 〃 濱田百合子

賛成者 〃 大岸真弓

香美市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の  
一部を改正する条例の制定について

香美市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例（平成20年条例  
第33号）の一部を次のように改正する。

別表議会議長の項中「390,000円」を「303,000円」に、同表議会副議  
長の項中「330,000円」を「231,000円」に、同表常任委員長の項及び議  
会運営委員長の項中「310,000円」を「215,000円」に、同表議会議員の  
項中「285,000円」を「207,000円」に改める。

附 則

この条例は、平成26年9月24日から施行する。

発議第5号

香美市議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例の制定について

地方自治法第112条及び香美市議会会議規則第14条の規定により、次のとおり発議を提出します。

平成26年5月8日提出

香美市議会議長 西村芳成 殿

提出者	香美市議会議員	比与森 光 俊
賛成者	〃	山 本 芳 男
賛成者	〃	千 頭 洋 一
賛成者	〃	竹 内 俊 夫
賛成者	〃	依 光 美代子
賛成者	〃	島 岡 信 彦
賛成者	〃	利 根 健 二
賛成者	〃	小 松 紀 夫
賛成者	〃	矢 野 公 昭
賛成者	〃	前 田 泰 祐
賛成者	〃	竹 平 豊 久
賛成者	〃	山 崎 眞 幹
賛成者	〃	織 田 秀 幸
賛成者	〃	石 川 彰 宏
賛成者	〃	爲 近 初 男

## 香美市議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例

香美市議会議員の定数条例(平成18年条例第5号)の一部を次のように改正する。

本則中「22人」を「20人」に改める。

### 附 則

この条例は、次の一般選挙から施行する。

平成26年5月香美市議会臨時会議決一覧表

1. 議案関係

事件の番号	件名	議決結果	議決年月日
承認第1号	専決処分事項の承認を求めることについて 平成25年度香美市一般会計補正予算(第7号)	承認	26. 5. 8
承認第2号	専決処分事項の承認を求めることについて 平成25年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)	承認	26. 5. 8
承認第3号	専決処分事項の承認を求めることについて 平成25年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)	承認	26. 5. 8
承認第4号	専決処分事項の承認を求めることについて 平成25年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)	承認	26. 5. 8
承認第5号	専決処分事項の承認を求めることについて 平成25年度香美市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)	承認	26. 5. 8
承認第6号	専決処分事項の承認を求めることについて 平成25年度香美市国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第4号)	承認	26. 5. 8
承認第7号	専決処分事項の承認を求めることについて 平成25年度香美市介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算(第4号)	承認	26. 5. 8
承認第8号	専決処分事項の承認を求めることについて 香美市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	承認	26. 5. 8
承認第9号	専決処分事項の承認を求めることについて 香美市税条例等の一部を改正する条例の制定について	承認	26. 5. 8
議案第45号	平成25年度(仮称)香美市市民体育館改築工事(建築主体工事)の請負契約の締結について	可決	26. 5. 8
議案第46号	財産の取得について	可決	26. 5. 8
議案第47号	平成26年度香美市一般会計補正予算(第1号)	可決	26. 5. 8
議案第48号	香美市消防庁舎建設工事(建築主体工事)の請負契約の締結について	可決	26. 5. 8
同意第1号	副市長の選任について	同意	26. 5. 8
同意第2号	監査委員の選任について	同意	26. 5. 8
同意第3号	監査委員の選任について	同意	26. 5. 8

事 件 の 番 号	件 名	議決結果	議 決 年 月 日
同意 第 4 号	教育委員会委員の任命について	同 意	26. 5. 8
同意 第 5 号	教育委員会委員の任命について	同 意	26. 5. 8
発議 第 4 号	香美市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	否 決	26. 5. 8
発議 第 5 号	香美市議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例の制定について	可 決	26. 5. 8